

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 65 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

外資投資規制の改正法案（第二段）の公開

外国投資規制の抜本的な改正に関して、2020 年 9 月 18 日、豪州政府は、外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）の改正法案（第二段）を発表しました。

第二段の改正法案のドラフトでは、7 月 31 日に公開された第一段で扱われなかった部分に関する具体的な規定が盛り込まれています。例えば、外国政府投資家が参加する投資ファンドが「政府系投資家」と扱われないための要件の明確化や、国家安全基準に基づく政府の承認が必要な行為について、一定の条件のもと、一定の行為を政府の承認なく行うことを認める「免除証明（exemption certificate）」の仕組みの詳細、新しい申請手数料体系の詳細、そして、コロナ禍において一時的に適用されなくなっていた金額基準の復活などが規定されています。

本ドラフトは、2020 年 10 月 2 日までパブリックコメントの対象となり、連邦政府と議会は法案に対して寄せられた意見や懸念を考慮した上で、更なる検討・審議を進めることとなります。最終的な法改正の施行日については、当初の発表と変わらず、2021 年 1 月 1 日を予定しています。

弊所では、2020 年 10 月 20 日（火）に、今回公開された第二段の改正法案を解説する日本語のオンラインセミナーを行うことを予定しています。詳細なご案内を別途お送りしますので、ご興味のある方は是非ご参加下さい。



その他の注目のトピック

コロナ禍におけるデューデリジェンスの留意点（会社法）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも、むしろ今が投資の好機ととらえて積極的に M&A 投資を検討する動きが見られます。クレイトン・ユッツ法律事務所では、コロナ禍の状況下においてオーストラリアで M&A 取引を検討する企業が、デューデリジェンスにおいて、通常の検討事項に加えて、どのような点に特に留意すべきかについて、分野ごとにノートにまとめています。

例えば、コロナ禍においては、ビジネス取引に関するサプライチェーンリスク（supply chain risk）を検討することが重要です。例えば、対象会社が重要な顧客やサプライヤーとの間で締結している契約に規定されている不可抗力条項（force majeure）の内容次第では、新型コロナウイルスに起因して生じた事象がこれに該当し、履行されることを見込んでいた債務が履行されなかったり、重要なサプライヤーや顧客との契約が終了したりする可能性があります。

本稿では、コロナ禍においてデューデリジェンスを行う場合の実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

賃借権の更新・変更に関する金額基準の復活（外国投資）

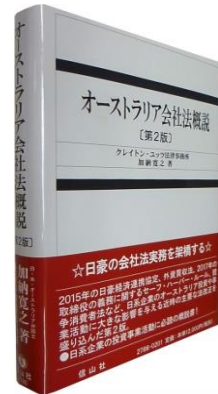
2020年9月3日、連邦議会は、2020年3月29日より施行されている外国投資の金額基準の一時的な撤廃について、一定の要件を満たす既存の賃借権の更新及び変更については、金額基準を元に戻す法案を可決しました。

2020年3月29日以降、外国投資審議委員会（FIRB）の承認が不要となるための金額基準が一時的に撤廃されたことに伴い、外国人による一定の賃借権の取得・変更・更新についても、金額に関わらず FIRB の承認が必要となっていました。このうち、3月29日時点で既に取得していた、更地ではない商業用地に関する賃借権を更新または変更する場合、その権利が"sensitive"でない場合は、従来の金額基準が復活することになります。センシティブな権利には、例えば、連邦や州に賃貸されている土地や生物由来物質を保管するために使われる土地、インターネットのデータセンターとして使われる土地などに関する権利が含まれます。

本稿では本法案の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

人権法を根拠にした異議申立の容認（エネルギー・資源）

クイーンズランド州土地裁判所（Land Court）は近時、環境保護団体が申し立てた、人権法（Human Rights Act）に基づく石炭プロジェクトに対する異議は認められないという開発者側の主張を却下する判断を下しました。これにより、今後、採掘許可が人権法に反するという理由で異議を申し立てるケースが増加することが見込まれます。

本稿では本判決の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

返済繰延措置終了時に ASIC が貸付人に期待することの公表（新型コロナウイルス対応）

新型コロナウイルスにより影響を受けた借入人を救済するため、金融機関は、一定期間の返済猶予を認めていましたが、その期間がまもなく終了します。これに伴い、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、猶予期間終了時に貸付人に期待することを発表しました。ASIC は、金融機関に、効果的、誠実かつ公平に回収業務を行うことを求め、必要に応じて、顧客と直接連絡を取り合うことを求めています。

本稿では本発表の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オンラインセミナー開催のご報告と次回のお知らせ

2020年9月2日に、「オーストラリアにおける不動産投資と法的問題点」をテーマにしたオンラインセミナーを開催し、加納弁護士と鈴木弁護士が、オーストラリアの不動産法制度の概要とオーストラリアにおける不動産投資案件の基本的な取引ストラクチャーについて解説しました。国内外から180名以上の方々にご参加いただき、時間内に収まりきれないほどのご質問をいただきました。今後も、セミナーの内容、形式に改善を加えながら、少しでも皆様にとって有益なセミナーを提供できるよう努めたいと考えております。

本オンラインセミナーの録画は、こちらの[ウェブページ](#)の「オンラインセミナー」のタブからご覧いただけます。また、講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

また、冒頭に記載のとおり、2020年10月20日（火）に、外資投資規制の改正法案の第二段に関するオンラインセミナーを行う予定です。詳細は、後日お送りする案内をご確認ください。

今後のセミナー等の予定

豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

外国投資規制の変更（2020年8月25日、2020年9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジェトロ・シドニー事務所主催の「ジェトロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題（2020年6月2日、オンライン）

加納弁護士と鈴木弁護士が、2020年6月2日に、「豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題」をテーマに講演（クレイトン・ユッツ法律事務所、ブリスベン日本商工会議所、クイーンズランド州政府駐日事務所の共催）を行いました。外国投資規制の一時的な改正、支払不能状態にある会社の取締役の責任、及びそのような会社に対する債権回収時に留意すべき点について解説しました。講演で使用した資

料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。
また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

居住用不動産開発プロジェクトの参画案件のサポート（2020）

2020年7月27日、弊所のジャパン・プラクティス・グループがリーガルアドバイザーとして関与した、日系企業による居住用不動産「One Sydney Harbour」の開発プロジェクトへの参画案件が *Lawyers Weekly* で紹介されました。同記事は、こちらの[リンク](#)からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
(日本に出向中)



ロークラーク 高木大輔
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com